

議案第58号

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年11月29日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、人事院及び佐賀県人事委員会の給与等の改定に関する勧告等に鑑み、みやき町職員の給与に関する条例等を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項を次のように改める。

6 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 みやき町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年みやき町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

(みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

(みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年みやき町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

(みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <hr/> <p>7～10 (略)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7～10 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第4条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第5条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第6条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>